

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

January, 2018

なごみ便り

www.101dog.co.jp

昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なごみグループ一同、皆様にご満足頂ける『どっかん!』と精一杯のサービスを心がけてまいりますので、
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

平成 30 年度税制改正大綱

平成 29 年 12 月 22 日に平成 30 年度税制改正大綱が閣議決定されました。主要な改正は次の通りです。

税制改正大綱とは・・・ 翌年度の税制改正法案（翌年度以降の増税・減税、新しい税の仕組みなど、税制の具体的内容を網羅したもの）を決定するのに先立って、与党や政府が発表する税制改正の原案になります。

| 分類 | 項目 | 概要 |
|-----|------------------------|--|
| 法人 | 所得拡大促進税制の改組 | 中小企業については平均給与等支給額が対前年度比 1.5%以上増加している場合に給与等支給増加額について税額控除ができる制度に改組される。 |
| 個人 | 給与所得控除の見直し | ・ 給与所得控除の控除額が一律 10 万円引き下げ。 ・ 給与収入が 850 万円を超える場合は控除額の上限が 195 万円。 ただし、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族を有する者等に負担が生じないよう措置を講ずる。 |
| | 公的年金等控除の見直し | 公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に 195.5 万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合は控除額を引き下げ。 |
| | 基礎控除の見直し | ・ 基礎控除の控除額が一律 10 万円引き上げ。 ・ 合計所得金額が 2,400 万円超で控除額が逡減を開始し、2,500 万円超で消失する仕組みとなる。 |
| 資産税 | 事業承継税制の拡充 | 事業承継税制は 10 年間の特例措置として以下の措置を講じる。 ・ 猶予対象の株式の制限（総株式数の 2/3）の撤廃。 ・ 納税猶予割合の引上げ（80%から 100%） ・ 雇用確保要件の弾力化を行うとともに、複数（最大 3 名）の後継者に対する贈与、相続に対象を拡大。 |
| | 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し | 同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の 1 人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する。 |

平成 30 年度税制改正大綱ピックアップ

昨年に引き続き、今年も改正された個人所得税について注目すべき点を紹介します。

(1) 給与所得控除

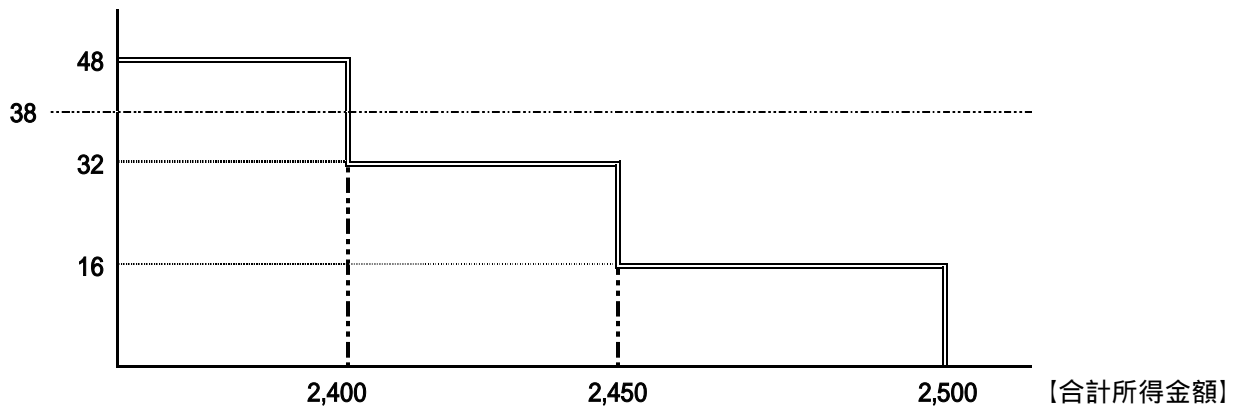
| (現行) | | (改正後) | |
|--------------------|---------------------|-------------------------|----------------------------|
| 給与の収入金額 | 給与所得控除額 | 給与の収入金額 | 給与所得控除額 |
| 162.5 万円以下 | 65 万円 | 162.5 万円以下 | 55 万円 |
| 162.5 万円超 180 万円以下 | 収入金額 × 40% | 162.5 万円超 180 万円以下 | 収入金額 × 40% - 10 万円 |
| 180 万円超 360 万円以下 | 収入金額 × 30% + 18 万円 | 180 万円超 360 万円以下 | 収入金額 × 30% + 8 万円 |
| 360 万円超 660 万円以下 | 収入金額 × 20% + 54 万円 | 360 万円超 660 万円以下 | 収入金額 × 20% + 44 万円 |
| 660 万円超 1,000 万円以下 | 収入金額 × 10% + 120 万円 | 660 万円超 850 万円以下 | 収入金額 × 10% + 110 万円 |
| 1,000 万円超 | 220 万円 | 850 万円超 | 195 万円 |

給与所得控除額は一律 10 万円引き下げられ、給与所得控除の適用される給与等の収入金額は 850 万円(現行; 1,000 万円) の上限額は 195 万円に引き下げられました。

(2) 基礎控除

【基礎控除額】

(単位; 万円)



基礎控除とは、これまで誰でも一律に受けることのできる所得控除 (38 万円) でした。今回の改正で、控除額が一律 10 万円引き上げられ、合計所得金額が 2,400 万円超となった段階で控除額は遞減し、2,500 万円超となった段階で基礎控除の適用はなくなります。

(3) 改正の与える影響

給与所得控除が引き下げられるのに対し基礎控除が引き上げられるため、給与収入額が 850 万円以下の方の税負担には影響ありませんが、850 万円超の方は負担が増えることになりました。ただし、子育てや介護世帯については、850 万円超の場合でもその収入額 (1 千万円超の場合は 1 千万円) から 850 万円を控除した金額の 10% に相当する金額を給与所得から控除する措置が講じられています。また、給与所得のみの場合の配偶者控除や扶養控除についても、収入金額要件を 10 万円ずつ引き上げるにより、今回の改正による影響が及ばないように措置が講じられています。

(文章担当: 小谷・高田)

~頭の体操なぞなぞコーナー~

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください!

Q. 買うときは黒く、使うときは赤くて、捨てるときは灰色のものは何?

先月の Q. 田中さん、江藤さん、鈴木さんの 3 人がいます。にっこり笑うと父親になる人はだれ?

先月の答え. 江藤さん (えがおになると エトウさん オトウサンになるから)